

療育手帳の申請に必要なもの

新規申請（判定機関での判定が必要です）

18歳未満の方 → 奈良県中央こども家庭相談センター（要予約）で判定が行われます。

〈判定機関〉

奈良県中央こども家庭相談センター

〔所在地〕〒633-8306

奈良市紀寺町 833

〔TEL〕0742-26-3788 〔FAX〕0742-26-5651

18歳以上の方 → 社会福祉課障害福祉係に相談後、奈良県知的更生相談所で判定が行われます。

〈判定機関〉

奈良県知的更生相談所

〔所在地〕〒636-0393

磯城郡田原本町多 722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

〔TEL〕0744-32-0210 〔FAX〕0744-32-0650

療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕

写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

印鑑

再交付申請

〈障害程度変更〉

療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕

写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

印鑑

現在お持ちの療育者手帳

〈紛失〉

療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕

写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

印鑑

療育手帳紛失届

療育手帳の申請に必要なもの

〈破損・写真貼替〉

- 療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕
- 写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）
- 印鑑
- 現在お持ちの療育手帳

住所変更

〈市外からの転入、市内転居〉（療育手帳の住所を書き換えます）

- 療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕
- 印鑑
- 現在お持ちの療育手帳

〈県外転入〉（奈良県の療育手帳に作り替えます）

- 療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕
- 写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）
- 印鑑
- 現在お持ちの療育手帳
- 判定資料活用申出書〔第5号様式〕

〈転出される場合〉

桜井市での手続きはありません。転出先の自治体にお問い合わせください。

氏名・保護者変更

療育手帳の氏名・保護者を書き換えます

- 療育手帳交付等申請書〔第2号様式〕
- 印鑑
- 現在お持ちの療育手帳